

日本共産党宮城県議会議員団のふなやま由美です。

大綱【１】物価高騰から県民生活を守る対策について伺います。

総務省が５月に発表した仙台市の消費者物価指数は「生鮮食品を除く食料」で前年同月比７．２％増の１２５．７、「光熱・水道」は前年同月比８．０％増の１１８．３で全国よりも高い数値であり、異常な物価高騰が県民生活に襲いかかっています。私たち日本共産党はこの間、要求アンケートに取り組んできました。県民の皆さんから「食事の回数もお風呂に入る回数も減らしているが、これ以上節約するところがない」「糖尿病の持病があるが、米も野菜も高く買えずに、パンや麺の食事が続き病気が悪化した」などの相談が寄せられています。

東京科学大学が今年２月にオンラインで実施した全国１万人のフードセキュリティ調査では、この１年間で「お金がなくて、一日何も食べないことがあった。十分な食べ物が買えずに体重が減った」など経済的理由により食料を十分にとることができない方が全体で４３．８％にのぼったと報じられています。とりわけ若年層で所得の低い方、首都圏よりも九州地方や東北地方が「食料危機層」と定義される人が多いという結果です。

知事はこうした物価高騰による県民生活の現状をどのようにとらえているのか、どのように手立てをつくすのか打開の方向性を含めお答えください。

生活に困窮する県民が活用できる福祉制度の充実が今ほど必要な時はありません。生活福祉資金の貸し付け、就労支援や生活サポートを行う生活困窮者自立支援制度、生活保護制度など憲法第２５条の生存権保障のための制度活用を周知し、支援につなげるべきです。いかがですか。おこたえください。

また、今議会にフードバンク支援の補正予算が提案されています。あるフードバンクでは２０２４年度は前年度より２０００人以上多い、のべ約７１００人に食料を提供し、今年度も利用者が多い現状です。子ども食堂とあわせ、フードバンク事業は貧困に苦しむ方々の命綱の役割を果たしています。さらに予算を増額して、宮城県がフードバンクと連携し、生活に困窮するご家庭の子どもたちの夏休み中の食料支援を具体化するなど、県のさらなる支援充実を求めます。おこたえください。

物価高騰から暮らしと中小事業者の生業を支えるために、私たち日本共産党は消費税廃止をめざし急いで５％減税をと提案しています。年間１１・１兆円にのぼる大企業への減税や所得１億円を超えると税負担率が下がる大金持ち優遇税制をただすことで赤字国債に頼らずに、財源は生み出せます。

政府は、大企業の法人税を1986年の43・3%をピークに9度にわたり減税を繰り返し、23・2%にまでほぼ半減させました。法人税減税は設備投資にも、賃上げにも結び付かず、2025年の与党税制大綱で政府自身が「意図した成果を上げてこなかった」と認めています。

法人税の実質負担率は、小規模企業が19%、中堅企業が21%なのに、大企業は10%と大企業優遇です。政府に対して、担税力に応じた税負担の見直しで財源を作り、消費税減税とインボイス制度の廃止を求め、深刻な物価高に苦しむ県民生活と中小事業者を支えるべきです。知事のご所見を伺います。

物価高を上回る賃金引上げが急がれます。政府は2020年代に最低賃金を全国平均で1500円に引き上げるとする目標を達成するため、官民での取り組みを5年間で集中的に実施する考えを示し、今年度の最低賃金の引き上げに向けて、厚生労働省の審議会が示す目安を超える額の引き上げを行う都道府県に対し、特別措置として、国の補助金などで重点的に支援する方針を明らかにしています。

昨年、最低賃金を84円引き上げた徳島県では賃上げ原資をめぐる労使の真剣な議論や学生の意見陳述を経て、地域の人材確保にむけて最低賃金を引き上げるため、県による事業者への直接支援を実施しています。

先日、会派として群馬県の賃上げ促進支援金制度について調査しました。従業員の賃金額を5%以上引き上げた県内の中小企業等を対象に、従業員一人あたり5万円、最大で1事業所あたり100万円を給付する支援策を今年7月から申請を開始する予定です。

本県でも先行する自治体の取り組みを参考に、中小事業者の直接支援と生産性を高め自力をつける再起支援事業を組み合わせるなど、中小企業の経営を支えるとともに、働く人の賃上げ支援を実施すべきです。おこたえください。

群馬県の賃上げ促進支援制度では、パートナーシップ構築宣言を行うことを支給要件にしています。パートナーシップ構築宣言は企業が発注者の立場で、自社の取引方針を宣言し、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には価格変更を柔軟に行う振興基準を遵守するなど、適正な取引を行うことを目指すものです。宮城県内のパートナーシップ構築宣言企業数は922件ですが、中小企業の適正な取引を一層強化すべきです。おこたえください。

賃金が上がらないのに、税金と社会保険料の負担で家計の可処分所得が減少する中での物価高騰は子育て世代を苦しめています。県教育庁高校財務・就学支援室によれば、高校1年生の主な年間諸経費の目安は35万7450円になっています。今年度から高校授業料への支援は事実上、所得制限が撤廃され、公立は最大11万8800円を支給されますが、制服代や体操着、靴代、教科書・副教材費、タブレット端末、学年諸経費等あわせると約2

4万円もの負担です。県はタブレット端末の貸与制度を廃止していますが、授業で必ず使用する教材ですから復活すべきです。1学年の12000人に貸与するための予算は約8億円あればできます。物価高で苦しむ子育て世代の家計支援のため、タブレット端末の貸与制度の復活を求めますが、いかがですか。

「宮城県は若者・学生に優しくない」という声が寄せられました。ある大学生は「学費が高く親の仕送りだけではやっていけない。深夜までのアルバイトで、授業中は眠くて勉強ができない」「卒業と同時に400万円の借金を背負い、40歳まで返済しないといけない。奨学金返還支援制度をつくってほしい」と強い要望が出されています。

山形県は2015年度から奨学金返還支援制度を創設し全市町村で実施しています。卒業後、県内に居住・就業すれば最大124万8000円を支給するもので、市町村と支援額を折半しています。

将来を担う若者が地元に着し、宮城で働き暮らせるようにすべきです。県はものづくり企業奨学金返還支援事業をスタートさせ、昨年度末で認定企業数は15企業、対象となる従業員は38人となっています。ものづくり産業の人材確保と県内定着のため、大切な取り組みであり一層の推進を図るべきです。また、ものづくり産業の枠組みにとどめず、山形県のようにどの仕事に就いていても利用できる奨学金返還支援制度の創設を求めます。また、学生がお金の心配なく学べるよう給付型奨学金制度を創設すべきです。以上、3点についておこたえください。

大綱【2】4病院再編と医療をめぐる諸課題について伺います

村井知事が強引にすすめてきた4病院再編構想のうち、県立精神医療センターと東北労災病院の移転構想が白紙撤回となりました。患者や医療労働者、地域住民など当事者の粘り強い運動の成果です。同時に知事が当事者の声を聴かずに進めてきたことの結果であり、県の構想の破綻が明確になりました。

一方の県立がんセンターを廃止し、仙台赤十字病院を移転させる統合構想について、県は仙台市が政策的医療の後退を懸念する中で、患者・住民の反対を押し切って、無理やり基本合意を結びました。その後、太白区医師会など現場の医師より、医療空白をつくらぬよう医療機関の誘致の要望書が出され、患者・住民からは「日赤病院を移転しないでほしい」「私はどこで治療を受けたらいいのか。せめて跡地に医療機関を県と市が協議してつくってほしい」との切なる願いが出されています。

6月6日に仙台医療圏の病院再編に関する県と仙台市の協議で、県は「病院の移転によって地域でどういったものが不足していくのか、地域で最低限賄っていくためにはどのような形が望まれるのかといった観点から検討していきたい」と発言していますが、「最低限」ではなく、患者・住民にとって「必要な医療」を受けられるよう検討すべきです。仙台市と協力し、医療の確保・提供に県がしっかりと責任を持つべきです。いかがですか。おこたえ

ください。

日赤病院は仙台市の政策的医療の拠点です。仙台市全域や名取市西部地域から、多くの患者が利用する病院です。八木山地域の町内会との話し合いはもとより、治療する病院がなくなってしまうと不安の中にいる患者や住民が広く参加できる説明会を早急に開催すべきです。おこたえください。

県立がんセンターを廃止することについて、患者や医療関係者からは「統合新病院の基本構想は、がんの専門病棟を持たない400床の救急車をすぐに受け入れる急性期病院となっているが、県立がんセンターと同じような治療を本当に受けられるのか」と心配する声が寄せられています。

県立がんセンターは、東北大学とともに、希少がんや難治がんなど民間医療機関では対応に限界のあるがんの診療にあたっていますが、統合新病院で現在の症例数を引き続き治療できるのでしょうか。おこたえください。

県内の病院には県立がんセンターの(25)床ふくめ、緩和ケアの病床は(146)床あります。ある方は「夫ががんの終末期を迎えたとき、緩和ケアは県立がんセンター含めて、どこもベットがいっぱいで受け入れてもらえなかった。自分も高齢のため自宅で看取することもできず、転院を繰り返し最後の時を迎えた。夫には申し訳ないことをした」と話しておられました。今でも緩和ケア病床は足りないのです。

県立がんセンターの緩和ケア病棟をなくすと、さらに緩和ケアの不足に拍車がかかるのではないですか。知事の認識を伺います。

宮城の医療を考えるうえで、そもそもの二次医療圏設定が県民の命を守るものであるかの検証が必要です。県内4つの医療圏のうち、仙台医療圏は仙台市、名取・岩沼・山元・亘理の県南部、塩釜・多賀城エリアの2市3町、富谷・黒川地域と14市町村に及び、面積も広大で、153万人のうち109万人は仙台市です。2003年の第4次地域保健医療計画では、県内10医療圏で、黒川、塩釜、岩沼など、それぞれの地域ごとに医療圏を設定していました。それを2005年に就任した知事が、2008年からの第5次地域医療計画で黒川、塩釜、岩沼の各医療圏を仙台医療圏に統合してしまい、二次医療圏単位で整備することになっていた地域医療支援病院を黒川地域、岩沼地域ではできなくなりました。矛盾の根本をつくったのは知事自身ではありませんか。おこたえください。

富谷市をはじめとして、黒川地域の医療をどう支えるかが必要です。かつての旧黒川医療圏の拠点は公立黒川病院でした。公立黒川病院は一部事務組合から指定管理者に運営が変更りましたが、急性期55床・地域包括病床55床・回復期病床60床の170床を有する

病院で二次医療機関として、救急車の受け入れも行っています。

公立黒川病院の医師・看護体制や設備を強化し、救急医療を担う機能の充実が必要ではないでしょうか。また、富谷市が病院の誘致をめざしている赤石台には、近接する仙台市泉区内に二か所の総合病院があります。近接するエリアでのさらなる連携強化と公立黒川病院の機能充実のために県が支援を行い急性期のニーズにこたえることを提案します。おこたえください。

帝国データバンクによると、昨年の全国の医療機関の倒産は64件、休廃業・解散が722件にのぼります。今年3月に日本病院会・全日本病院協会など6団体は、会見で病院経営の窮状を訴えました。日本医療法人協会は「このままでは6割の病院が診療報酬の改定前に資金ショートする」とし、また全日本民主医療機関連合会が全国の医療機関に実施した調査でも、診療報酬改定で7割が減収となり、ベースアップ評価料も7割が不十分「廃院も検討」と回答するなど深刻な状況です。

政府は臨時の診療報酬改定にはこたえず、逆に2024年補正予算で「医療施設等経営強化緊急事業」で、1病床削減すると410万円を支給する露骨な病床削減を誘導しました。医療経営がひっ迫する中で、赤字病院にとっては経営難を乗り切るために喉から手がでるほど欲しい金額です。病床削減を申請した件数は全国で5万床以上にのぼり、本県では812床の申請のうち、国から100床分の内示がされました。

自民・公明・維新の3党が4兆円の医療費削減に合意し、その第一弾として、一般病床・療養病床数119万床のほぼ1割に相当する11万床を削減し、1兆円の医療費を削減することを打ち出したことは見過ごせません。

病床削減は患者の安心の医療を奪うものです。病床削減にお金を出すのではなく、経営を支える財政支援こそ必要です。全国知事会で診療報酬引き上げの臨時改定を求めています。未だに政府は決断していません。知事は、県民の命を守る立場で決断を強くせまるべきです。お答えください。

診療報酬改定で、急性期一般入院料1の施設基準の変更により、看護配置7対1の基準が、高齢者の患者の多い内科系の急性期病棟が10対1になり、ある病院では、44床の内科病棟で夜勤看護師はこれまで3人体制だったものが、2人体制となり現場から悲鳴があがっています。高齢者救急は、認知症、せん妄状態や食事介助などで看護労働はむしろきつくなります。

かつて看護配置7対1体制だったものが、急性期一般入院料2か3と基準を変え、やむなく看護配置10対1体制にせざるを得ない病院の中には、地域の中核的役割を果たす気仙沼市立病院や公立刈田総合病院などが含まれます。

こうした政策は地域の救急体制を困難にさせ、医師、看護師を疲弊させ、離職による看護師不足を増大させる悪循環を生み出します。急性期を担う病院がその役割を果たせなくな

れば、地域医療は崩壊します。急性期一般入院料1の施設基準を元に戻し、7対1看護体制が維持できるよう国に強く求めるべきです。いかがですか。お答えください。

医療機関ではマイナ保険証を用いての資格確認を行っていますが、電子証明書の有効期限は5年間です。今年度に更新が必要となるマイナ保険証は全国約2800万枚にのぼります。本県の国民健康保険は、27市町村が7月31日まで、8市町が9月30日で有効期限が切れます。

国は2026年8月の年次更新までの1年間は後期高齢者医療保険加入者全員に申請なしで資格確認書の交付を決めました。その理由は、マイナ保険証の利用率の低さと保険証の有効期限切れで資格確認書の交付を求める人からの申請が市町村の窓口に集中する恐れがあるからとしています。市町村の事務負担や混乱が生じるのは75歳未満でも同じです。

医療の現場からは「75歳未満の方にも全員に資格確認書を発行すべき」と要望が出されています。

東京都渋谷区と世田谷区は国民健康保険の加入者すべてに資格確認書を一齐送付することを公表しました。厚労省は、全員一律に交付する状況ではないとの通知を出していましたが、6月6日の衆院厚生労働委員会で厚労大臣は「自治事務なので自治体の判断ということになる」と答弁しています。マイナ保険証の有効期限切れにより、無保険者を生み出し、医療にアクセスできなくなるような事態を決してつくってはなりません。

県は、県民の命を守る立場から、県内市町村が国保加入者に資格確認書の全員交付を判断した場合には尊重することを表明すべきです。いかがですか。おこたえください。

大綱【3】安心して住み続けられる県営住宅について伺います。

県は老朽化した県営住宅を建て替えずに順次廃止し、入居者に退去を迫る方針をすすめています。本年3月31日現在で6団地401世帯の入居者のうち、2023年から24年までの移転支援で転居された方は83世帯です。お亡くなりになられた方を含め、その他の退去者は34世帯です。

仙台市泉区の黒松第2住宅にお住まいの方は「80代で病気もあり、生活保護を受けている。出ていけと言われても困る」「ここは私の人生そのもの。コミュニティがあり住み慣れた住宅を県が追い出すのか。安心して暮らしたいというささやかな願いまで奪うのか。あまりにも冷たい。知事は県民の暮らしを見ていない」と話しておられました。

終の棲家と思い入居し、長年住み続けた方に、退去の決断を迫ることはあまりにも無慈悲なやり方です。集約化を至上命題に、入居者の安心の暮らしを壊していることに、知事は痛みを感じないのですか。おこたえください。

県は2023年度から移転支援を開始した6団地に加え、今年度から耐用年限の10年前を迎えた仙台市宮城野区の幸町県営住宅の用途廃止を決め移転支援を開始するとし、5

月下旬に住民説明会を開催しました。党県議団が説明会の様子を住宅課より聞き取ったところ、説明会参加者から「同じ地域にある仙台市立の幸町市営住宅への入居ができないのか」との質問が複数あったと伺っています。

入居する方は高齢者が多く、コミュニティがあり住み慣れた地域を離れることはとても辛く、せめて近隣の公営住宅に入居したいと願うのは当然のことです。県は県営住宅集約化の方針の移転先として、近隣の市町村が管理する公営住宅への特定入居を念頭に方針をつくりましたが、仙台市は県の方針に合意はしていません。仙台市内の公営住宅は応募倍率が高く、県営住宅からの特定入居者を受け入れられる現状ではなく、移転を迫られる方々は、一般応募か民間賃貸住宅を探さなければなりません。

そもそも、県が市町村と合意しないまま勝手に県営住宅を廃止すること自体が問題なのです。県は県営住宅を廃止するために住民に追い出しを迫るのではなく、建替えを行い「住まいの人権」を保障し、県民が安心して住めるよう公営住宅の供給・管理にしっかりと責任を持つべきです。いかがですか。おこたえください。

居住支援は住宅の確保というハードな課題だけではありません。公営住宅の持つ役割の中で、医療や福祉、介護、雇用や家族関係など様々なニーズを持つ入居者が増える中で、きめ細かい支援がより一層求められています。

「建物」を管理する考え方から、入居者の生活状況や要求を把握しアセスメントする「福祉型居住支援」モデルへの転換をすすめることが必要ではないでしょうか。そのためには福祉部門はもとより、多様な支援者や専門家との連携が欠かせません。地域コミュニティが発揮され生き生きと人々が交流し、県民が安心して住み続けられる県営住宅政策への転換を強く求めますが、いかがですか。おこたえください。

大綱【４】災害から命をまもる政策について伺います。

２月２６日に発生した大船渡市の林野火災で犠牲になられた方々、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。党県議団は４月に大船渡市を訪れ、義援金をお渡しすると同時に被害状況の調査を行いました。

火災による消失面積は３３７０ｈａで、市域面積の１０％を超え、平成以降の林野火災では最大です。

現地で職員の方々や議員に話を伺うと、「発災した日までの２月の大船渡市の降雨量はわずか２．５ミリ、９日連続で乾燥注意報が出され、最大瞬間風速は１８．１メートルに及ぶ強風に見舞われる中での火災だった。あっという間に火の手が広がり、手のほどこしやうがなかった」と話しておられました。

私たち会派が調査した綾里（りょうり）地区は家屋や店舗、自動車、漁業倉庫が焼け落ち、瓦礫がそのまま爪痕が生々しい状態でした。専門家は「焼損が激しい山の斜面では地表だけでなく樹木の枝葉が燃える「樹冠火」が起きた痕跡があった」「熱を放出しやすい杉への

燃え移り、強風、乾燥、地形条件など様々な要因が重なり、延焼が拡大した」と指摘しています。

総務省消防庁の要請により全国 15 都道府県の消防が参加する緊急消防援助隊が結成され、懸命な活動が展開されました。活動全体の指揮を担った仙台市消防局は、2月26日から22日間、消防援助隊として航空小隊を除く、のべ365隊、あわせて1433人を派遣しました。消火栓が足りず海から2キロにわたりホースを繋いでの活動や山間部の急斜面で消火と撤収を繰り返し、大変な現場での活動でした。

大船渡市大規模山林火災の教訓を本県に生かして、県民の生命と財産を守るために、県としてどのような手立てを考えているのかお示してください。

大船渡市の担当者は迅速な避難誘導や避難所での温かい食事の提供、地元の温泉旅館の協力による送迎付きの被災者の入浴サービス、親戚宅等に避難している避難者に対する保健師による訪問など、東日本大震災の経験を活かした取り組みが行えたと話してくれました。

一方、避難所によっては、テント型パーティションや段ボールベットを必要数おくスペースがなかったことや、4カ所の福祉施設に福祉避難所が開設され最大48人が避難しましたが、十分な人的支援がなく大変な状況だったと課題も伺いました。

国は2024年12月に「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドライン」を改訂しました。人道憲章の枠組みに基づき、災害時に生命を守るための最低限満たされるべき国際基準であるスフィア基準をより具体的に反映させることを求める内容です。

本県において、課題を早急に整理し、スフィア基準を満たす避難所環境改善やトイレなどの衛生環境と食の改善を、県が広域的な役割を果たしながら、市町村を支援し進めるべきと考えますか、いかがですか。最後に伺って壇上からの質問といたします。

(8834字)